

# 香川大学ビジネススクールの研修生を応援します！

## ～中小企業後継者育成事業のご案内～

中小企業の後継者や若手経営者などを育成・確保するために、後継者等が「香川大学大学院地域マネジメント研究科(専門職学位課程)」で研修を受ける際、授業料の一部を助成します。

### 1. 応募資格

香川県内に事業所を有する中小企業(ただし、みなし大企業は除く)から、香川大学大学院地域マネジメント研究科に派遣された、年齢がおおむね25歳以上40歳未満の若手後継者や青年経営者で、原則として実務経験が3年以上の方。

※他の補助金・給付金等との併用はできません

### 2. 助成金の額及び助成条件

標準修業年限2年分の授業料の2分の1以内とし、金額は助成金支給決定の際にお知らせします。

#### (1) 1年次終了時

金額: 1年次に大学に納付した授業料の2分の1以内

条件: 所定の単位(20単位)を取得する見込であること

#### (2) 2年次終了時

金額: 2年次に大学に納付した授業料の2分の1以内

条件: 経営修士(専門職)の学位を取得する見込であること

### 3. 支給申請

(1) 次の書類を派遣元企業の所在地を管轄する商工会議所、商工会に提出する。

①支給申請書(様式 No.1)、②研修生カード(様式 No.2)、③勤務先企業概要等一覧表(様式 No.3)

④派遣元企業の承諾書(様式 No.4)、⑤法人の登記事項証明書(提出より3ヶ月以内に発行されたもの)

⑥入学許可証の写

各種様式は次のHPからダウンロードできます。 [www.kagawa-isf.jp/sien/hojokin/koukeisya.htm](http://www.kagawa-isf.jp/sien/hojokin/koukeisya.htm)

(2) 上記の書類を受理した商工会議所、商工会は、推薦書(様式 No.5)を添えて財団に提出する。

(3) 申請期限は、入学を許可された年の5月末です。

### 4. 支給決定

書類審査及び面接により財団が助成対象者を決定し、決定通知書を送付します。(様式 No.6)

### 5. 助成金の支給

#### (1) 1年次終了時

次の書類を御提出いただき、財団が所定の単位(20単位)を取得見込であることを確認したうえで、研修内容についてヒアリング行ない、適当と認められれば支給します。

① 報告書(様式 No.7)、② 請求書(様式 No.8)、③ 履修状況確認書(様式 No.9)

#### (2) 2年次終了時

次の書類を御提出いただき、財団が経営修士(専門職)の学位を取得見込であることを確認したうえで、研究報告書等についてヒアリングを行ない、適当と認められれば支給します。

① 報告書(様式 No.7)、② 請求書(様式 No.8)、③ 履修状況確認書(様式 No.9)

④ 研究報告書(様式自由:A4用紙5枚程度)

(3) 請求期間 1年次終了時及び2年次終了時ともに3月10日～3月19日です。

※なお、授業料を派遣元企業が負担している場合は、派遣元企業に委任払いします。(様式 No.10)

[申込・問合せ先]

(公財)かがわ産業支援財団 ファンド事業推進課 後継者育成事業担当

TEL 087-868-9903/FAX 869-3710 財団HP[www.kagawa-isf.jp/](http://www.kagawa-isf.jp/)

〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2F